

魚沼市地球温暖化対策実行計画

【事務事業編】（市役所編）

～第3次魚沼市役所環境配慮実践プラン～

令和3年度～令和12年度

（案）

令和3年3月

（令和6年3月一部見直し）

魚 沼 市

■目次

はじめに	1
1. 計画策定の背景	2
(1) 地球温暖化とは	2
(2) 気候変動の影響	2
(3) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向	3
(4) 地球温暖化対策を巡る国内の動向	4
(5) 地球温暖化対策を巡る県内の動向	6
(6) 魚沼市の動向と計画改訂の趣旨	7
2. 基本的事項	8
(1) 目的	8
(2) 対象とする範囲	8
(3) 対象とする温室効果ガス	13
(4) 温室効果ガス排出量の算定方法	13
(5) 計画期間及び基準年度	14
(6) 上位計画及び関連計画との位置付け	14
3. 温室効果ガスの排出状況	15
(1) 温室効果ガス総排出量について	15
(2) 施設、車両からの温室効果ガスの排出状況	17
(3) まとめ	19
4. 温室効果ガスの排出削減目標	20
(1) 温室効果ガスの削減目標	20
5. 目標達成に向けた取組	21
(1) 取組の基本方針	21
(2) 具体的な取組内容	21
6. 進捗管理体制と進捗状況の公表	24
(1) 推進体制	24
(2) 点検・評価・見直し体制	24
(3) 進捗状況の公表	24
7. 参考資料	25

はじめに

「地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)」では、国、地方公共団体に対して、その事務事業に伴って発生する温室効果ガスの排出を抑制するための計画(事務事業編)の策定が義務付けられています。

そこで魚沼市では、2010(平成 22)年 3 月に「魚沼市環境配慮実践プラン～魚沼市地球温暖化防止実行計画～」を策定し、温室効果ガスの排出削減に向けた取組を実行してきました。2021(令和 3)年 3 月には、前計画の期間終了や、2020(令和 2)年 5 月に市役所新庁舎が完成し、分庁舎方式から本庁舎へ業務を集約したことを踏まえて、第 3 期目となる「魚沼市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)～第 3 次魚沼市環境配慮実践プラン～」を策定し、市が率先して地球温暖化対策に取り組んでまいりました。

一方、日本では 2020(令和 2)年 10 月の首相所信表明演説において、2050(令和 32)年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロとする、つまり、2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことが宣言されました。2021(令和 3)年 4 月には、目標とする 2030(令和 12)年度に温室効果ガスを 2013(平成 25)年度から 46%削減することとし、更に 50%の高みに向け挑戦を続けていくことが公表され、2021(令和 3)年 10 月には、政府実行計画の改定も行われました。また、新潟県においても、「環境にやさしい新潟県の率先行動計画」が改正され、カーボンニュートラルの実現に向けた取組が進められています。

こうした状況の中で、本市では、2012(平成 24)年 3 月に策定した「魚沼市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」(以下「区域施策編」という。)を 2024(令和 6)年 3 月に改定し、2030(令和 12)年度までに、市内全域での温室効果ガス削減目標を 2013(平成 25)年度比 46%削減を目指すこと、更には 2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、取組を推進していくこととしました。

そこで、本計画についても、2030(令和 12)年度の削減目標を示した「政府実行計画」、本市の「区域施策編」の改定を踏まえ、新たな削減目標の設定を盛り込んだ改訂を行います。

温室効果ガス排出量の大幅削減を実現するためには、地道に地球温暖化対策を推進していくことが必要不可欠です。2050 年カーボンニュートラル実現を目指して、一歩ずつ、計画を着実に進めてまいります。

2024(令和 6)年 3 月

魚沼市環境配慮実践統括責任者

魚沼市長 内田 幹夫

1. 計画策定の背景

(1) 地球温暖化とは

地球は、太陽からの光によって暖められ、暖められた地表面から熱が放出されます。この熱を二酸化炭素などの「温室効果ガス」が吸収し、大気が暖められることにより、地球の平均気温を 14℃程度に保つ役割を持っています。

しかし、産業革命以降、大量の化石燃料を燃やしてエネルギーを消費するようになり、その結果、大気中の温室効果ガスの濃度が上昇を続け、温室効果がこれまでよりも強くなり、地表からの放射熱を吸収する量が増え、地球全体が温暖化しています。「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」※1の第6次評価報告書によると、2100年の世界地上平均気温は、1850年-1900年と比較して最大 5.7℃上がると予測されています。



図 1 地球温暖化のメカニズムと 2100 年の気温予想

出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト

(2) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021(令和3)年8月には、IPCCより第6次評価報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化※2は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

---用語説明---

※1：気候変動に関する政府間パネル (Intergovernmental Panel on Climate Change)の略。

世界気象機関(WMO)及び国連環境計画(UNEP)により 1988年に設立された政府間組織

※2：極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

(3) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015(平成 27)年 11 月から 12 月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21^{※3} が開催され、京都議定書^{※4} 以来 18 年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、いわゆる先進国と途上国という固定された二分論を超えた全ての国の参加、主要排出国を含むすべての国が削減目標を 5 年ごとに提出・更新する仕組みや適応の長期目標の設定及び各国の適応計画プロセスと行動の実施を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

また、京都議定書と異なり、パリ協定の締約国には目標の策定・提出、実施状況の報告及び評価などの義務があるのみで、削減目標には達成義務を設けず努力目標としています。目標達成に厳しいペナルティがないことによって参入が容易であるという点は、国際的な地球温暖化の意識に大きく影響を与えたと考えられます。



---用語説明---

※3：国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議のこと。

※4：1997(平成 9)年地球温暖化防止京都会議において採択された、先進国の排出削減について法的拘束力のある数値目標などを定めた文書。

2018(平成 30)年に公表された IPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂ 排出量を 2050(令和 32)年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050(令和 32)年までにカーボンニュートラルを実現することを目標として掲げる動きが広がりました。

(4) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2016(平成 28)年 5 月、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)(以下「地球温暖化対策推進法」という。)に基づいて、地球温暖化に関する総合計画として「地球温暖化対策計画」を策定しました。2016(平成 28)年の策定時では、2013(平成 25)年を基準年として、温室効果ガスを 2030(令和 12)年までに 26%減(中期)、2050(令和 32)年までに 80%減(長期)を目標として計画を策定しました。

表 1 地球温暖化対策計画における 2030 年度温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
部門別	エネルギー起源CO ₂	12.35	6.77	▲45%	▲25%
	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス(フロン類)		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度(JCM)		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：環境省(2021)「地球温暖化対策計画」

<<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>>

2021(令和3)年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和3年法律第54号)では、2050(令和32)年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置づけ、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ ～地方からはじまる、次の時代への移行戦略～」^{※5}が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策を実施するといったこと等が位置づけられています。

また、2021(令和3)年10月には、5年ぶりに地球温暖化対策計画の改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050年カーボンニュートラル^{※6}の実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030(令和12)年度において、温室効果ガスを2013(平成25)年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030(令和12)年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

上記に併せて、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画(政府実行計画)の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を2030(令和12)年度までに50%削減(2013(平成25)年度比)に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化^{※7}、電気自動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。また、地球温暖化対策計画において、事務事業編に関する取組は、政府実行計画に準じて取り組むこととされています。

なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定又は見直し等を行う地方公共団体実行計画の策定率を2025(令和7)年度までに95%、2030(令和12)年度までに100%とすることを目指しています。

---用語説明---

※5：2021(令和3)年6月に開催された第3回国・地方脱炭素実現会議において決定された地域脱炭素の行程と具体策を示したロードマップをいう。2030(令和12)年度までに少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」をつくり、地域課題を解決し住民の暮らしの質の向上を実現しながら脱炭素に向う取組の方向性を示す道筋が示された。

※6：温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味する。

※7：Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略称。先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制や自然光・風などの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、エネルギー自立度を極力高め、年間のエネルギー消費量の収支をゼロとすることを旨とした建築物を意味する。

(5) 地球温暖化対策を巡る県内の動向

新潟県では、「環境にやさしい新潟県の率先行動計画」を策定(2023(令和5)年3月最終改正)し、地球温暖化対策推進法に基づいて、県自らの事務・事業における環境への負荷を低減するための取組について定めるとともに、県も一つの事業者・消費者であることを踏まえ、県民、事業者及び市町村の自主的・積極的な取組の促進を図る観点から、「新潟県環境基本計画」に基づき職場における環境負荷低減への取組について定めています。この活動を通じ、県自らの率行的取組をより確実なものとし、温室効果ガスの排出削減を図るものとしています。

【基本方針】

県自らの事務事業に伴う温室効果ガスの排出削減を図るため、県自らが環境に与える影響を常に認識し、職員一人一人が、次の方針に基づき積極的に行動する。

1. 事務・事業に伴う環境負荷の低減に努める。
 - (1)省エネルギー・省資源の推進
 - (2)ごみの減量化・再資源化の推進
 - (3)脱炭素化又は環境負荷低減に資する製品・サービス等の調達
2. 環境関連法令、条例、協定等を遵守し、環境汚染の予防に努める。
3. 以上の取組については取組目標を定め定期的に見直しを行い、継続的な改善を図る。

【環境負荷低減への取組】

率先行動の内容	率先行動の目標
(ア)電気使用量の削減	庁舎の電気使用を前年比1%以上削減する。
(イ)燃料使用量の削減	庁舎で使用する都市ガス、LPガス、灯油・重油の使用量を、前年比1%以上削減する。 自動車燃料の使用に関しても、前年比1%以上削減する。
(ウ)水使用量の削減	水資源の保護及び水道水製造に伴うエネルギー使用量の削減に寄与するため、庁舎で使用する水道水使用量を、前年比1%以上削減する。
(エ)紙使用量の削減	二酸化炭素吸収源である森林資源を大切にするため、印刷物等の紙の使用量を削減する。特に、コピー・浄書用紙の使用量を、令和6(2024)年度に、令和2(2020)年度実績に対して50%削減する。
(オ)可燃ごみの排出削減	庁舎から排出される可燃ごみ(紙類の焼却を含む)の量を、令和7(2025)年度までに、平成29(2017)年度実績に対して概ね5%削減する。

(6) 魚沼市の動向と計画改訂の趣旨

本市では、2006(平成 18)年 4 月に「魚沼市グリーン購入基本方針」を定め、環境配慮行動として環境物品等の調達に努めてきました。2007(平成 19)年 4 月には「魚沼市環境基本条例(平成 19 年魚沼市条例第 24 号)」を制定し、この条例の基本理念を実現するため 2009(平成 21)年 3 月に「魚沼市環境基本計画」を策定しました。

また、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく、本市の事務・事業における温室効果ガス排出量の削減等の措置に関する「地方公共団体実行計画」として、「魚沼市環境配慮実践プラン(魚沼市地球温暖化防止実行計画(事務事業編)(計画期間：2010(平成 22)年度～2015(平成 27)年度)」、「魚沼市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)～第 2 次魚沼市環境配慮実践プラン～(計画期間：2016(平成 28)年度～2020(令和 2)年度)」、「魚沼市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)～第 3 次魚沼市環境配慮実践プラン～(計画期間：2021(令和 3)年度～2030(令和 12)年度)」を策定し、市役所の率先取組を掲げ、温室効果ガス削減を進めてきました。

国が 2021(令和 3)年 10 月 22 日に閣議決定した「地球温暖化対策計画」では「2030(令和 12)年度において、温室効果ガスを 2013(平成 25)年度から 46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく」ことが示されました。本市においても国に即した取組を実施していくことを前提に、2030(令和 12)年度には国の削減目標と同程度の削減が求められることから、第 3 次計画の温室効果ガス削減目標の見直しを行います。

2. 基本的事項

(1) 目的

魚沼市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)(以下「魚沼市事務事業編」という。)は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、本市が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

本計画は、本市の全ての事務・事業を対象とします。ただし、外部委託を実施している組織・施設のほか、防犯灯など節電等の対策を行うことで市民生活に支障を与えることが予測される施設については一部対象外とします。また消雪施設については、その電気使用量は冬期間における積雪等により大きく左右されるため、対象から除きます。

なお、指定管理者制度により管理運営を外部に委託する施設については、本市が設備の設置・更新権限を有していることから、受託者に対し本市の温室効果ガス排出量削減の取組に理解をいただくとともに、温室効果ガス総排出量の算定範囲に含めるものとして、次頁に一覧表を示します。

表 2 温室効果ガスの算定対象施設

施設分類	施設名称
①市民生活系施設	
公園	月岡公園
	八幡宮公衆トイレ
	宇賀地ポンプ場
	北部ふれあい公園
	なかよし中央公園
	モニュメントパーク
	魚野川ふれあい公園（魚野川改修資料館含む）
	小出公園
	原児童公園
	上ノ原児童公園
	井口児童公園
	願成寺児童公園
	折立ふれあいの郷
	戸隠・溪流・歴史公園
	道光高原緑地公園
	上条駅前公衆便所
	越後ハーブ公園入広瀬
供給処理施設	エコプラント魚沼
その他施設	魚沼市斎場
	入広瀬火葬場
②教育文化系施設	
集会施設（公民館等）	堀之内公民館
	小出北部公民館
	伊米ヶ崎公民館
	地域振興センター
	湯之谷世代間交流施設
	広神コミュニティセンター
	守門交流促進センター
文化施設（文化財、文化会館）	旧目黒家住宅
	旧佐藤家住宅
	小出郷文化会館
博物館等	宮柵二記念館
	目黒邸資料館
	守門民俗文化財館
学校	堀之内小学校
	宇賀地小学校

施設分類	施設名称
学校	小出小学校
	伊米ヶ崎小学校
	湯之谷小学校
	広神東小学校
	広神西小学校
	須原小学校
	堀之内中学校
	小出中学校
	湯之谷中学校
	広神中学校
	魚沼北中学校
	図書館
スポーツ施設	堀之内体育館
	小出郷総合体育館
	青島球場
	小出第2体育館
	小出第3体育館
	小出北部プール
	トレーニングセンターヤッコム
	薬師運動広場（リフレッシュハウス含む）
	広神体育センター
	広神球場（下条テニスコート含む）
	下条プール
	須原第1体育館
	守門サンスポーツランド
	福山体育館
	入広瀬スポーツセンター
大白川体育館	
幼保・こども園	堀之内なかよし保育園
	佐梨保育園（小出児童センター含む）
	ひがし保育園
	伊米ヶ崎保育園
	つくし保育園（湯之谷児童館含む）
	ふたば東保育園
	ふたば西保育園
	すもんこども園
入広瀬幼稚園	
乳幼児・児童施設	魚沼市子育て支援センター

施設分類	施設名称
乳幼児・児童施設	子育ての駅かたっくり
	よつば児童館
その他施設	上条会館
③産業系施設	
産業系施設	ふれあい交流センターこまみ
	ゆ〜パーク薬師
	奥只見スロープカー
	深雪の里
	湯之谷多目的交流施設
	湯之谷トレーニングセンター
	薬師スキー場管理棟
	湯之谷交流センターユピオ
	銀山平キャンプ場
	折立温泉運動広場
	さわやかセンター
	広神農村環境改善センター
	神湯とふれあいの里
	福山森林体験の家
	峠の雪むろ
	鏡ヶ池総合案内所
	浅草山荘
	寿和温泉
	自然科学館「星の家」
	大自然館交流促進センター
入広瀬自然活用センター	
入広瀬生きがいセンター	
産業系施設（その他供給処理施設）	地域バイオマス利活用施設（有機センター）
その他施設	各公衆便所（観光系）
	各源泉施設
④保健福祉系施設	
高齢福祉施設	広神老人福祉センター
	高齢者生活支援ハウス
	伊米ヶ崎デイサービスセンター
	湯之谷デイサービスセンター
	デイサービスセンター入広瀬
	あぶるま苑
	在宅介護サービスセンター （ひまわり、コスモス、うおぬまケアセンター）

施設分類	施設名称
高齢福祉施設	南山荘
	小出老人福祉センター
	湯之谷老人福祉センター
	守門高齢者センター
	広神老人憩の家
障害福祉施設	わかあゆ社
	ひろかみ工芸
保健・医療施設	堀之内医療センター
	守門健康センター
	入広瀬保健センター（診療所）
その他福祉施設	小出ボランティアセンター
⑤行政系・インフラ系施設	
庁舎等	本庁舎
	旧堀之内庁舎
	湯之谷会館
	旧広神庁舎
	北部庁舎
	入広瀬会館
	ガス水道局庁舎
消防施設	消防庁舎
	北部分署
	消防器具庫
その他行政系施設	除雪用施設
⑥その他施設	
その他施設	ガス水道局関連施設
	水の郷工業団地ガス製造所

(3) 対象とする温室効果ガス

事務事業編において、「温室効果ガス総排出量」の算定対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成 11 年政令第 143 号)(以下「地球温暖化対策推進法施行令」という。)第 3 条第 1 項に基づく 7 種類のガスを対象としていますが、本計画では、温室効果ガスの総排出量を把握するにあたって、本市における事務事業から排出される温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素(CO₂)をはじめ、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)の 4 種類を対象とします。

表 3 温室効果ガス一覧

区分	種類	地球温暖化係数	主な発生源
対象	二酸化炭素(CO ₂)	1	電気・燃料の使用、プラスチックごみの焼却等
	メタン(CH ₄)	25	一般廃棄物の焼却、下水処理、し尿処理、公用車の使用等
	一酸化二窒素(N ₂ O)	298	一般廃棄物の焼却、下水処理、公用車の使用等
	ハイドロフルオロカーボン(HFC)	1,430 など	カーエアコンからの漏洩等
対象外	パーフルオロカーボン(PFC)	7,390 など	アルミニウムの生産、半導体の製造等
	六ふっ化硫黄(SF ₆)	22,800	半導体の製造、変圧器・開閉器等に封入された絶縁ガスの漏洩等
	三ふっ化窒素(NF ₃)	17,200	半導体の製造等

出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト

(4) 温室効果ガス排出量の算定方法

環境省が策定した「地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル(算定手法編)(旧：温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン)」に基づいて温室効果ガス排出量を算定します。各温室効果ガスの排出量は、地球温暖化対策推進法施行令第 3 条第 1 項各号に基づき、温室効果ガスを排出する活動の区分ごとに排出量を算定し、これらを合算することにより算定します。活動の区分ごとの排出量は、当該活動の量(エネルギー使用量等)に、排出係数を乗じて計算します。CO₂ 排出量を基準とした地球温暖化係数を各気体の排出量に乗じて CO₂ 排出量に換算します。

ただし、地球温暖化対策推進法施行令の改正等により排出係数に変化が生じた場合は、その施行日以後に公表・算定するものについては、改正後の排出係数を用います。

(5) 計画期間及び基準年度

2021(令和3)年度から2030(令和12)年度末までを計画期間とします。また、計画内容は、社会情勢等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

項目	年度							
	2013	…	2021	…	2023	…	2030	
期間中の事項	基準年度		計画開始				目標年度	
計画期間			→					

図3 計画期間のイメージ

(6) 上位計画及び関連計画との位置付け

本計画は、「魚沼市地球温暖化対策実行計画(事務事業編～第2次魚沼市環境配慮実践プラン～)」の後継計画であり、区域施策編との連動をはじめ、魚沼市環境基本条例や第2次魚沼市環境基本計画等の関連する様々な法令や計画との連携を図ります。

■計画の位置付け

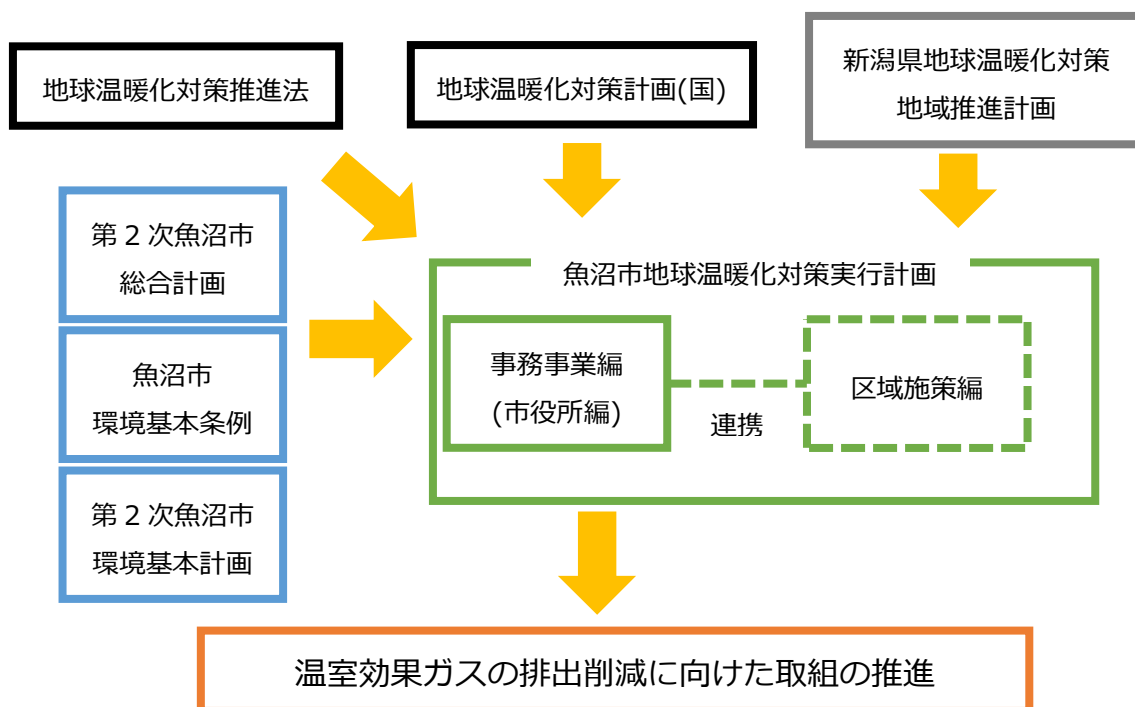


図4 魚沼市事務事業編の位置付け

3. 温室効果ガスの排出状況

ここでは、現行の第3次計画の内容について、次のとおり整理します。

■ 第3次計画(見直し前)における温室効果ガス排出量削減目標

基準年度	2013(平成 25)年度
計画の期間	2021(令和 3)年度から 2030(令和 12)年度までの 10 年間
削減目標	基準年度比 34%

(1) 温室効果ガス総排出量について

現行の第3次計画においては、2030(令和 12)年度までに基準年度比 34%削減を目標としています。温室効果ガス排出量の年間推移をみると、新庁舎が完成した 2020(令和 2)年度はやや増加しましたが、直近の 2022(令和 4)年度までに基準年度比 13.4%削減となっています。これは、2021(令和 3)年度から本格的に本庁舎に事務事業が集約されたことで業務が効率化され、温室効果ガスの排出減少につながったものと推察されます。

さらに、職員一人一人の節電への意識の高まりにより、不要照明の消灯や冷暖房温度の調整等の省エネ行動が実践されるようになってきたこと、暖冬少雪により暖房にかかる電力使用量が減少したことなどが影響しているものと考えられます。

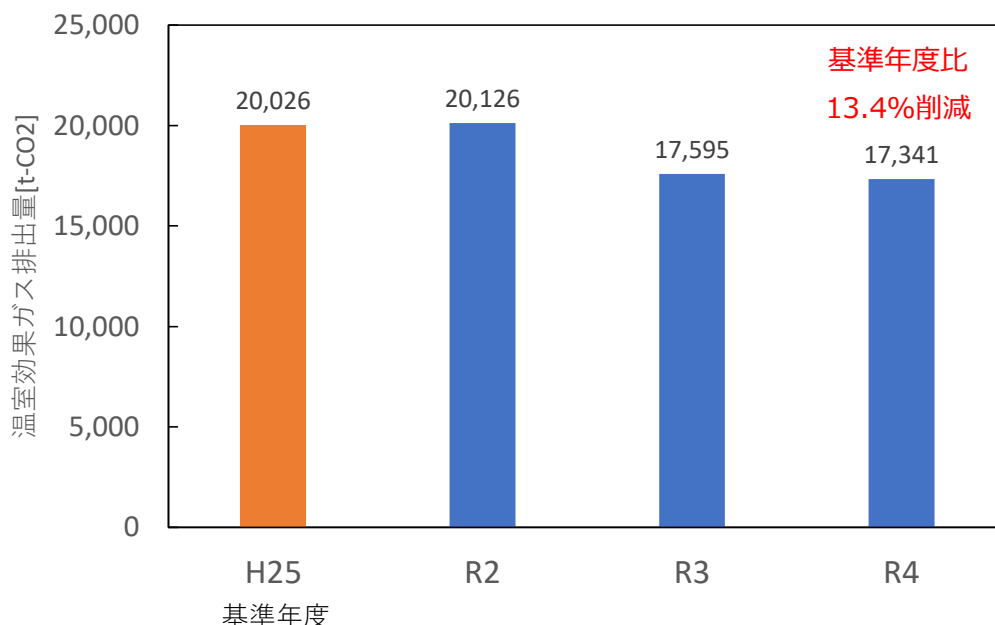


図 5 魚沼市の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量の推移

■ 温室効果ガス排出量の内訳

2022(令和4)年度における、本市の事務事業に係る温室効果ガス排出量を示します。

表 4 2022(令和4)年度 温室効果ガス排出量内訳

活動の区分		単位	年間活動量	CO ₂ 換算排出量	エネルギー由来CO ₂ 比率	事務事業合計比率
燃料の使用	ガソリン	L	88,582	206	1.4%	1.2%
	灯油	L	1,031,192	2,568	18.0%	14.8%
	軽油	L	107,385	277	1.9%	1.6%
	A重油	L	112,120	304	2.1%	1.8%
	液化石油ガス(LPG)	kg	62,755	188	1.3%	1.1%
	都市ガス	m ³	828,837	1,799	12.6%	10.4%
電気の使用		kWh	18,149,603	8,956	62.6%	51.6%
エネルギー由来合計				14,297	100.0%	82.4%
自動車の走行		km	1,028,128	8		0.05%
カーエアコンの使用		台	144	2		0.01%
廃棄物の焼却 (一般廃棄物)	湿潤量	湿 t	13,905	256		16.5%
	(うち廃プラスチック乾量)	乾 t	949	2,624		
下水処理量(終末処理場)		m ³	422,990	30		0.2%
浄化槽		人	5,800	125		0.7%
事務事業合計				17,341		100.0%

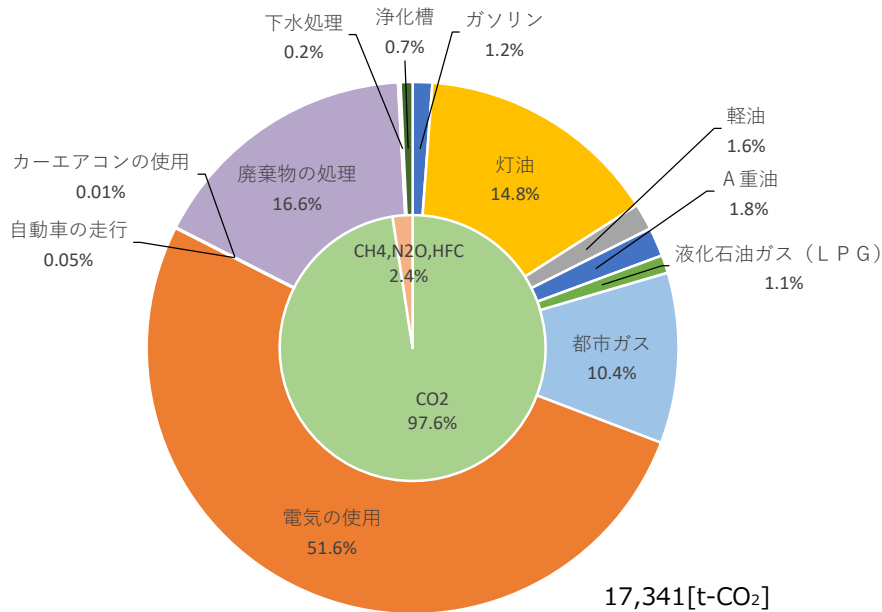


図 6 2022(令和4)年度 温室効果ガス排出量割合

(2) 施設、車両からの温室効果ガスの排出状況

■施設からの温室効果ガス排出量の年間推移

施設からの温室効果ガス排出量(燃料別)の推移は、次の表及び図のとおりです。施設からの排出量の推移を燃料別に見ると、基準年度に比べてガソリンと軽油、都市ガスが増加しています。

2022(令和4)年度時点の排出量の構成比は、電気が約64%と一番多く、次いで灯油が約18%、都市ガスが約13%となっています。施設別では、「産業系施設」が約24%と最も多く、次いで「教育文化系施設」、下水道施設や水道施設などの「その他施設」の順となっています。

表5 施設からの温室効果ガス排出量(燃料別)の推移 [t-CO₂]

年度	ガソリン	灯油	軽油	A重油	LPG	都市ガス	電気	合計
H25	55	3,030	51	497	219	1,329	11,210	16,391
R2	60	4,923	116	319	501	1,690	9,084	16,693
R3	57	2,530	75	297	173	1,767	8,710	13,609
R4	58	2,568	118	304	188	1,799	8,956	13,990

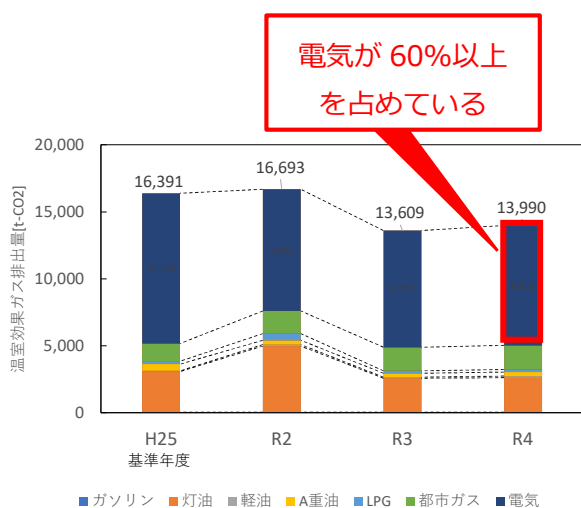


図7 温室効果ガス燃料別構成比

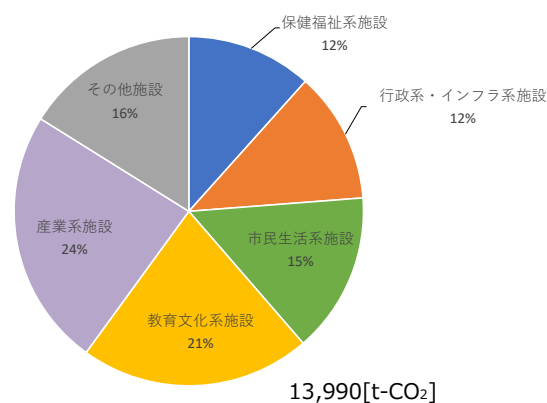


図8 温室効果ガス施設別構成比

■車両からの温室効果ガス排出量の年間推移

車両からの温室効果ガス排出量(燃料別)の推移は、次の表及び図のとおりです。

表 6 車両からの温室効果ガス排出量(燃料別)の推移

年度	ガソリン [t-CO ₂]	軽油 [t-CO ₂]	車両台数 [台]	走行キロ数 [km]	燃料消費量 [L]	平均燃費 [km/L]
H25	230	211	165	1,609,076	180,705	8.9
R2	141	154	149	1,015,863	120,385	8.4
R3	142	151	150	1,003,255	119,890	8.4
R4	147	159	143	1,028,128	125,261	8.2

車両からの排出量は減少傾向にあり、2022(令和4)年度では2013(平成25)年度比で約30%の減少となっています。要因としては、車両数の減少傾向が影響していると思われます。2022(令和4)年度時点の排出量の構成比は、ガソリンが48%、軽油が52%となっています。

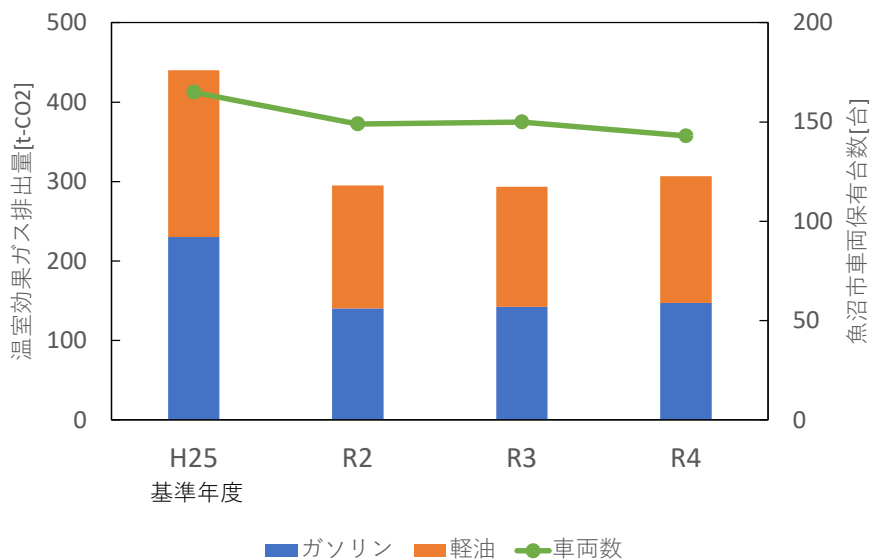


図 9 温室効果ガス排出量構成比

(3) まとめ

施設からの温室効果ガス排出量を燃料別に見ると、電気の使用が6割以上を占めています。本市では2018(平成30)年～2019(令和元)年度にかけて、市内小中学校の普通教室に冷房設備を導入したこと、今後も猛暑日の増加による公共施設での冷房運転が増えることが想定されることなどによって、エネルギー使用量の増加が予想されます。

そのため、職員による各施設での省エネ行動への取組を継続するとともに、高効率な冷暖房設備への更新や照明のLED化等による電気の使用の削減を計画的に行っていきます。表7に本市の設備更新実績の一部を示します。

公用車については車両台数の減少に伴い、基準年度からCO₂排出量が減少しています。CO₂排出量のさらなる減少を図るには、公用車の更新にあたり、燃費性能に優れ、環境に配慮した電動車(EV車、PHV車、PHEV車、HV車)への転換を図る必要があります。

また、公用車の使用にあたって、エコドライブの徹底や、可能な範囲で公用車の利用頻度を下げようとする業務の見直しを進めることも必要です。

表7 魚沼市設備更新実績

施設名	更新年	更新内容
子育ての駅かたつき	2018	施設照明のLED化
小出郷図書館	2019	空調機器更新工事
広神中学校	2020	体育館照明設備のLED化
さわやかセンター	2021	浴室・更衣室照明のLED化
ガス水道局	2022	事務室棟のGHP更新工事

また温室効果ガス排出量内訳より、本市の事務事業により排出される温室効果ガスは、ほとんどがCO₂であり、その他のガス(CH₄・N₂O・HFC)は、本市の事務事業において使用される自動車の走行やカーエアコンの使用、下水の処理等に伴い排出されるもので、全体に占める割合は非常に低くなっていることが分かります。

そのため、CO₂に絞った削減目標の設定及び取組を行っていきます。

4. 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 温室効果ガスの削減目標

本計画では、2013(平成 25)年度を基準に、2021(令和 3)年度から 2030(令和 12)年度までの 10 年間で温室効果ガス総排出量を 46%削減することを目標として、環境への負荷低減を図ります。

■温室効果ガスの削減目標

表 8 温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度 (2013(平成 25)年度)	目標年度 (2030(令和 12)年度)
温室効果ガスの排出量	20,026[t-CO ₂]	10,814[t-CO ₂]
削減率	—	46[%]

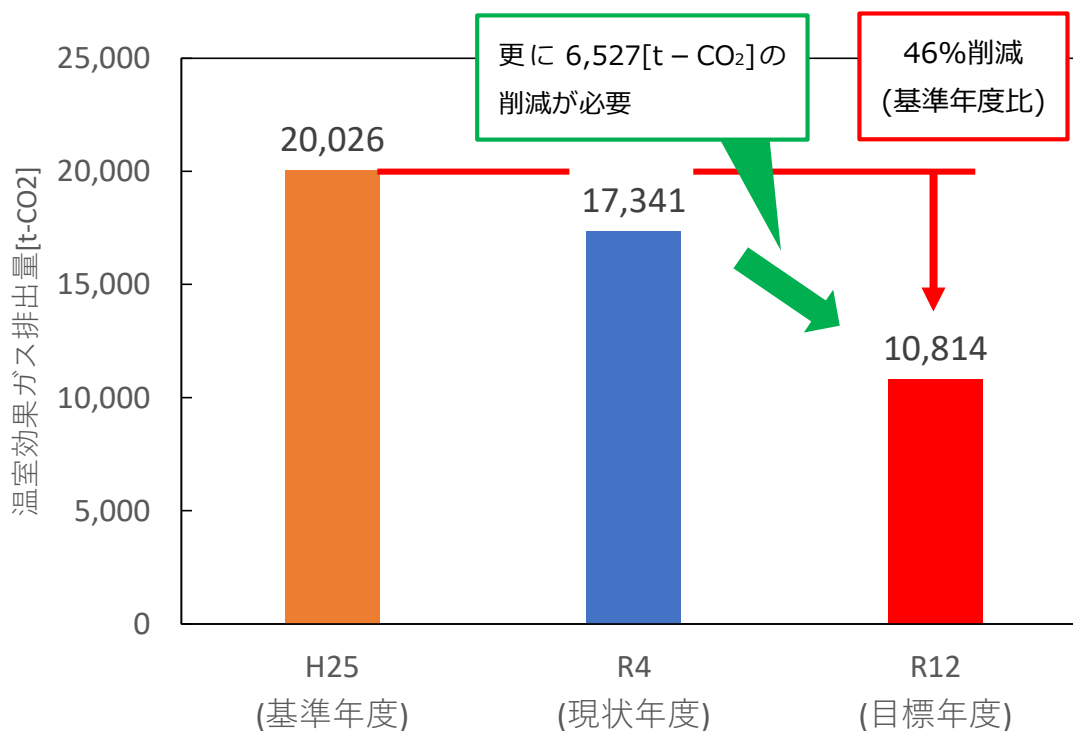


図 10 温室効果ガスの削減目標

5. 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

本市は市民、事業者に対し地球温暖化対策に関する意識啓発を図り、環境保全の取組を推進していく立場にあることから、自らが率先して目標達成に向けて取組を示していく必要があります。

目標の達成に向けて、温室効果ガスの排出要因である施設等での電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組んでいくとともに、日常の事務事業においては、全職員が高い意識をもって、省エネ行動を実践していきます。

(2) 具体的な取組内容

1. 運用改善による排出量の削減

本市が現在所有している施設については、人口構造や財政状況に合わせた統廃合・集約化を進めるとともに、省エネ対策の徹底により温室効果ガス排出量の削減を図ります。

①人口減少社会に即した公共施設管理

- ・魚沼市公共施設再編整備計画に沿った施設の統廃合・集約化を進め、適切な施設保有量を維持することで、施設からの温室効果ガス排出量の削減を目指します。

②施設設備等の省エネルギー対策の徹底

- ・空調は運転時間や適正な温度設定を心掛け、開庁日の8時30分から17時までを基本的な稼働時間とします。なお、温度設定にあたっては、熱中症等の発症の危険性や心身への負荷が高まらないよう室内環境に配慮します。
- ・冷暖房時は、ロールスクリーン等の利用により、冷暖房効果を高めます。
- ・施設の運営上、支障のない照明は消灯します。
- ・使用しない電気設備や電気器具のコンセントは抜きます。
- ・施設へグリーンカーテンなどの壁面緑化を推進し、夏季の室温上昇を抑制します。
- ・その他、管理者の創意工夫によりエネルギー使用量の削減を図ります。
- ・市の率先行動として、庁舎で使用する電気、灯油、都市ガスの使用量を前年度比1%以上削減することを目指します。(中間目標：R7までにR4比▲3%)

2. 再生可能エネルギーの導入

温室効果ガスの排出要因である、電気、灯油・重油・ガソリン等を再生可能エネルギーへ転換していく事で、温室効果ガスの排出量削減に取り組んでいきます。

①再生可能エネルギーの導入推進

- ・庁舎や施設、学校等の公共施設の改修、新築にあたっては、雪冷熱、木質バイオマス、地中熱等の本市の特性を活かした再生可能エネルギー設備を積極的に導入する方向で検討を進めます。
- ・太陽光発電については、設置可能な公共施設、敷地へ積極的に導入する方向で検討を

- 進めます。また、蓄電池の導入も併せて検討し、エネルギーの効率化を図ります。
- ・廃棄物系バイオマス、未利用系バイオマスの利用促進を行っていきます。
 - ・豊富な森林資源を保全するために、森林整備計画に基づき計画的な間伐や植林を行い、整備過程で発生した間伐材等については、木質バイオマスとして利活用を図ります。
 - ・公共施設で利用する電力について、再生可能エネルギー由来の電力を積極的に導入・利用を進めます。

3. 設備・機器の更新による省エネルギー化

公共施設における空調設備や照明の更新による省エネルギー化を検討し、温室効果ガス排出量の削減に努めます。

①省エネルギー設備への更新

- ・庁舎や施設、学校等の公共施設の改修にあたっては、省エネルギー設備の導入(高効率な冷暖房設備やLEDの導入等)を促進します。
- ・大規模な改修の予定がない施設であっても、長期的に使用されることが見込まれる施設については、計画的にLED照明の導入を進めます。
- ・今後予定する公共施設の新築及び増改築事業については、原則 ZEB Ready 相当となることを目指します。

②公用車のEV化

- ・公用車は、豪雪地帯という本市の地域特性を考慮しながら、可能な範囲で環境に配慮した電動車(EV車、PHV車、PHEV車、HV車)への転換を推進します。

4. 環境に配慮した契約・グリーン購入の推進

「国等による環境物品等の調達に関する法律(平成12年法律第100号)(グリーン購入法)」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成19年法律第56号)(以下「環境配慮契約法」という。)」に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

- ・物品の購入の際は、「魚沼市グリーン購入基本方針」を遵守し、環境負荷が少ない物品の購入を行います。
- ・環境配慮契約法を踏まえ、委託や工事の発注に際しては環境負荷の低減に配慮した仕様による契約の締結に努めます。
- ・物品などの長期利用に努めます。
- ・製品を購入する際は、包装の簡素化を指示します。

5. 職員が取り組む対策

職員へ環境意識を啓発していくことで、廃棄物の発生の抑制や、不要なエネルギー消費の抑制に努めます。また、温室効果ガスの排出削減につながる効率的な業務の見直しを進めます。

①日常の取組

- ・各課に配置する環境配慮実践推進員を通じて、職員への意識啓発に努めます。
- ・事務室の不要な照明の消灯、空調の適正な温度設定を心がけます。
- ・廃棄物の発生を抑制するため、マイバッグ、マイカップ、マイボトル等の取組を呼びかけます。
- ・ペーパーレス化や3R運動の取組の推進、ゴミの分別の徹底の周知拡大を図り、ゴミの減量化を図ります。
- ・クールビズ、ウォームビズを推進し、冷暖房の設定温度の抑制に努めます。
- ・公用車の運転に際してはエコドライブを実践します。
- ・通勤には、公共交通機関や自転車、徒歩などによる「エコ通勤」の取組を促進します。自家用車で通勤する場合は、エコドライブを実践します。

②職員のワークライフバランスの確保

- ・計画的な定時退庁の実施により超過勤務を縮減します。
- ・Web会議システムの積極的な活用を進め、移動に要する時間・燃料の削減に努めます。
- ・事務の見直しによる夜間残業の削減を推進します。

6. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

次の推進体制に基づき、計画を推進します。

主体	役割
環境配慮実践統括責任者 (市長)	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガスの排出抑制 ・エネルギー使用量の削減方針・計画策定 ・計画の推進、評価、公表
環境配慮実践推進事務局 (管財課、生活環境課)	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の運用や見直し ・進捗状況の集計 ・管理等に関する事務
環境配慮実践推進員 (各課・各施設)	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の個別的、具体的な活動の推進・点検 ・エネルギー排出量のまとめ
全職員	<ul style="list-style-type: none"> ・一人ひとりが主体的に計画の個別的、具体的な活動の取組

管理・推進

実践

(2) 点検・評価・見直し体制

魚沼市事務事業編は、Plan(計画)→ Do(実践)→ Check(点検)→ Action(見直し)の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。

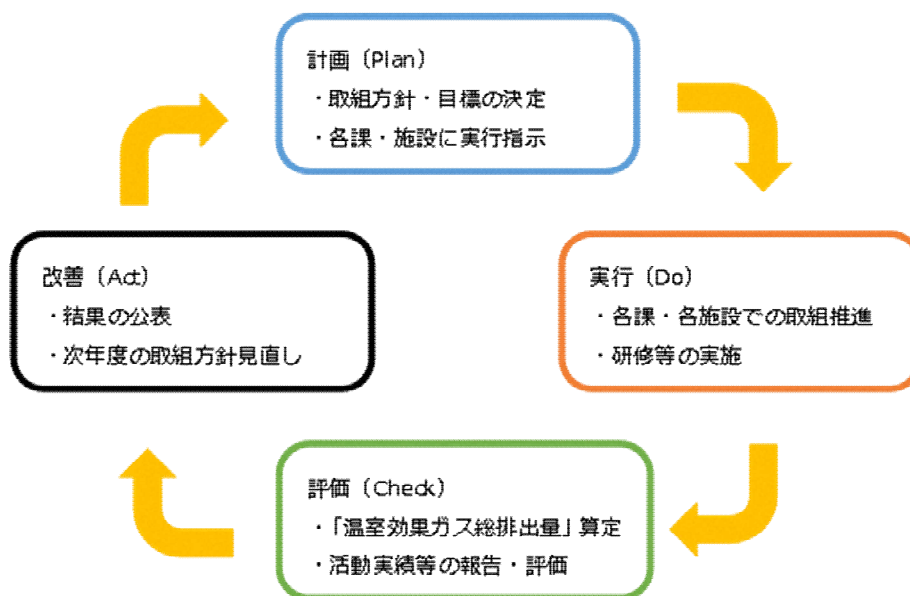


図 11 毎年のPDCAイメージ

(3) 進捗状況の公表

魚沼市事務事業編の進捗状況は、市のホームページなどで毎年公表します。

7. 参考資料

○温室効果ガス排出量の算定式

温室効果ガス総排出量	物質別温室効果ガス排出量 × 地球温暖化係数
CO ₂ 排出量(電気使用)	活動区分別排出量 × 電気事業者別排出係数
CO ₂ 排出量(電気使用以外)	活動区分別排出量 × 炭素排出係数 × 44/12
その他の温室効果ガス排出量	活動区分別排出量 × 排出係数

※CO₂ 排出量(電気使用以外)は、排出係数が炭素換算値として与えられているため、44/12 を乗じ、CO₂ 換算値への補正を行います。

【参考】温室効果ガスの地球温暖化係数

項目	地球温暖化係数
二酸化炭素(CO ₂)	1
メタン(CH ₄)	25
一酸化二窒素(N ₂ O)	298
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	1,430

○排出係数一覧

温室効果ガス算定に使用した排出係数は、以下のとおりです。

1)エネルギー起源二酸化炭素

対象ガス	排出要因	排出係数	排出係数の単位	
CO ₂	燃料の使用	ガソリン	2.32	kg-CO ₂ /L
		灯油	2.49	kg-CO ₂ /L
		軽油	2.58	kg-CO ₂ /L
		A 重油	2.71	kg-CO ₂ /L
		液化石油ガス(LP ガス)	3.00	kg-CO ₂ /kg
		都市ガス	※ 1	kg-CO ₂ /m ³
	電気の使用	※ 2	kg-CO ₂ /Kwh	

※ 1 都市ガス使用量の排出係数については、ガス事業者ごとの排出係数を用います。

※ 2 電気使用量の排出係数については、電気事業者別排出係数(政府及び地方公共団体実行計画における温室効果ガス総排出量算定用)を用います。

2)非エネルギー起源二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン

対象ガス	排出要因		排出係数	単位
CO ₂	廃プラスチックの焼却(一般廃棄物)		2,765	kg-CO ₂ /t
	廃プラスチックの焼却(産業廃棄物)		2,556	
CH ₄	自動車の走行 (ガソリン由来)	普通・小型乗用車 (定員 10 名以下)	0.000010	kg-CH ₄ /km
		軽乗用車	0.000010	kg-CH ₄ /km
		普通貨物車	0.000035	kg-CH ₄ /km
		小型貨物車	0.000015	kg-CH ₄ /km
		軽貨物車	0.000011	kg-CH ₄ /km
		特種用途車	0.000035	kg-CH ₄ /km
		乗合	0.000035	kg-CH ₄ /km
	自動車の走行 (軽油由来)	普通・小型乗用車 (定員 10 名以下)	0.0000020	kg-CH ₄ /km
		普通貨物車	0.000015	kg-CH ₄ /km
		小型貨物車	0.0000076	kg-CH ₄ /km
		特種用途車	0.000013	kg-CH ₄ /km
		乗合	0.000017	kg-CH ₄ /km
	自動車の走行 (天然ガス由来)	軽貨物車	0.000093	kg-CH ₄ /km
	一般廃棄物の焼却(准連続燃料式焼却施設)		0.077	kg-CH ₄ /t
	産業廃棄物の焼却(汚泥)		0.0097	kg-CH ₄ /t
下水等の処理	終末処理場	0.00088	kg-CH ₄ /m ³	
	浄化槽	0.59	kg-CH ₄ /人	
N ₂ O	自動車の走行 (ガソリン由来)	普通・小型乗用車 (定員 10 名以下)	0.000029	kg-N ₂ O/km
		軽乗用車	0.000022	kg-N ₂ O/km
		普通貨物車	0.000039	kg-N ₂ O/km
		小型貨物車	0.000026	kg-N ₂ O/km
		軽貨物車	0.000022	kg-N ₂ O/km
		特種用途車	0.000035	kg-N ₂ O/km
		乗合	0.000041	kg-N ₂ O/km
	自動車の走行 (軽油由来)	普通・小型乗用車 (定員 10 名以下)	0.000007	kg-N ₂ O/km

対象ガス	排出要因		排出係数	単位
	自動車の走行 (軽油由来)	普通貨物車	0.000014	kg-N ₂ O/km
		小型貨物車	0.000009	kg-N ₂ O/km
		特種用途車	0.000025	kg-N ₂ O/km
		乗合	0.000025	kg-N ₂ O/km
	自動車の走行 (天然ガス由来)	小型貨物車	0.000013	kg-N ₂ O/km
	一般廃棄物の焼却(准連続燃焼式焼却施設)		0.0539	kg-N ₂ O/t
	産業廃棄物の焼却(下水道汚泥)		1.09	kg-N ₂ O/t
	産業廃棄物の焼却(汚泥)		0.45	kg-N ₂ O/t
	産業廃棄物の焼却(紙くず、木くず)		0.010	kg-N ₂ O/t
	下水等の処理	終末処理場	0.00016	kg-N ₂ O/m ³
浄化槽		0.02300	kg-N ₂ O/人	
HFC	自動車用エアコンディショナー		0.01000	kg-HFC/台/年

魚沼市LED照明導入指針(平成24年11月22日策定)

1. 目的

この指針は、「魚沼市環境配慮実践プラン(魚沼市地球温暖化防止実行計画(事務事業版))」(平成22年3月)及び「魚沼市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」(平成24年3月)に基づいて、公共の用に供する施設におけるLED照明普及のための施策に関する基本事項を定め、LED照明の普及を図ることにより温室効果ガスの排出量を低減し、地球温暖化対策に貢献することを目的とする。

2. 用語の定義

この方針で使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1)「LED照明」とは、発光ダイオード(LED(Light Emitting Diodeの略))を使用した照明器具をいう。
- (2)「公共の用に供する施設」には、自治会や団体等が管理している防犯灯や商店街街路灯、アーケード照明、道路照明、屋外広告物照明等を含む。

3. 推進方針

(1)公共施設における率先導入

市は、公共施設における照明設備に、率先してLED照明を導入するものとする。

①新築、建て替えを予定する施設

原則として、全ての照明をLED照明とする。

②改修、修繕、更新を予定する施設

安定器及び器具の交換が必要な場合は、原則としてLED照明に更新する。

③その他の施設

LED照明の導入について、特定財源を活用できる施設や、効果が極めて大きいと認められる施設については、LED照明を導入する。

④導入にあたっての留意事項

ア. 施設の維持管理計画や費用対効果、温室効果ガスの排出抑制効果等を十分検討したうえで、可能な限り照明のLED化を図ることとする。

イ. ①、②の施設について、施設内全ての照明にLED照明の導入が困難と判断される場合は、次のいずれかに該当する設備を優先してLED照明を設置することとする。

- ・点灯時間が長いなど、消費電力量のより大きな照明設備
- ・高所にあるなど、交換が困難な照明設備

ウ. LED照明設備について、電磁波対策がなされていること、補償期間・内容、維持管理手法等を十分確認すること。

エ. 製品の今後の規格化の動向による技術的適合性や安定供給の可否等を見きわめたうえで、導入を判断するものとする。

(2)その他施設における普及

公共施設以外の公共の用に供する照明設備については、管理者はLED照明の導入、更新に努めるものとする。

市は、LED照明の普及を促進するために、支援の実施と支援制度の拡充を図るものとする。

(3)啓発活動

市はLED照明の普及を推進するために啓発を行うものとする。

4. その他

本方針は、社会経済情勢の変化、照明技術の革新等に併せて柔軟に見直しを図るものとする。

5. 運用開始日

この指針は、平成25年4月1日から運用する。

魚沼市グリーン購入基本方針(平成18年4月1日策定)

1. 趣旨

地球温暖化や廃棄物問題などの環境問題を解決し、循環型社会を構築していくためには、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした社会システムを見直し、環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会に変革していくことが不可欠である。

平成13年4月1日に「国等による環境物品等の調達に関する法律(グリーン購入法)」が施行され、地方公共団体もグリーン購入の推進に努めることが求められていることから、魚沼市においても環境に配慮した物品調達(以下「グリーン購入」という。)について検討されてきた。市の事務・事業等におけるグリーン購入を一層推進するため、平成18年4月より「魚沼市グリーン購入基本方針」を定める。

2. 基本的な考え方

購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入すること。

(1)購入する前に必要性を十分に考える。

(2)資源採取から廃棄までの製品ライフサイクルにおける多様な環境負荷を考慮して購入する。

- ・環境や人の健康に影響を与えるような物質の使用や排出が削減されていること。
- ・資源やエネルギーの消費が少ないこと。
- ・再生可能な天然資源は持続可能に利用していること。
- ・長期間の使用ができること。
- ・再使用が可能であること。
- ・リサイクルが可能であること。

- ・再生材料や再使用部品を用いていること。
 - ・廃棄されるときに適正な処理・処分が容易なこと。
- (3)環境負荷の低減に努める事業者から製品やサービスを優先して購入すること。
- ・組織的に環境改善に取り組む仕組みがあること。
 - ・資源、省エネルギー、化学物質等の管理・削減、グリーン購入、廃棄物の削減などに取り組んでいること。
 - ・環境情報を積極的に公開していること。
- (4)製品・サービスや事業者に関する環境情報を積極的に入手・活用して購入する。

3. 適用範囲

本方針の適用範囲は、本市のすべての所属・機関が行う物品等の調達とする。

4. 調達品目等

魚沼市において重点的に調達を進める環境物品等(以下「調達品目」という。)の判断の基準は、毎年、環境省より定められている環境物品等の調達の推進に関する基本方針の品目及び判断の基準等により定められるものとする。

5. グリーン購入の推進

(1)推進体制

調達方針に従い、魚沼市全庁体制で取り組み、課長会議等でグリーン購入の周知・徹底を図る。また、可能な限り市民・事業者に対しても積極的な普及・啓発に努める。

(2)基本方針・調達方針の見直し

グリーン購入に係る社会情勢の変化を踏まえ、適宜見直しを行う。

魚沼市グリーン購入調達方針(平成18年4月1日策定)

魚沼市グリーン購入基本方針」に基づき、グリーン購入の推進を図るための方針(以下「調達方針」という。)を定める。

I. 調達方針

消耗品費で対応が可能な「紙類」「文具類」「制服・作業服」「作業手袋」については、可能な限りグリーン購入該当商品を購入するように努める。また、全ての調達品目及び判断基準等については、毎年、環境省より定められている環境物品等の調達の推進に関する基本方針の品目及び判断の基準等に準じるものとする。

Ⅱ. 重点調達品目

○紙類

調達品目	
各種用紙	コピー用紙、フォーム用紙、 インクジェットカラープリンター、ジアゾ感光紙
印刷用紙	印刷用紙(カラーを含む)
衛生用紙	トイレトペーパー、ティッシュペーパー

○文具類

調達品目	
筆記用具	シャープペンシル、シャープペンシル替芯(容器)、ボールペン、マ ーキングペン、鉛筆
印章・スタンプ台	スタンプ台、朱肉、印章セット、ゴム印(含回転)
絵画用品等	絵筆、絵の具、墨汁
ファイル・ バインダー類	ファイル、バインダー、ファイリング用品、アルバム、つづりひも、 カードケース
ノート・紙製品	事務用紙(紙製、含窓開)、けい紙、起案用紙、ノート、タックラベル、 インデックス、パンチラベル、付箋紙
一般事務用品	定規、トレー、消しゴム、ステープラー、ステープラー針リムーバ ー、連射式クリップ(本体)、修正テープ、修正液、のり(液、固形、 テープ)、クラフトテープ、粘着テープ(布・両面)、製本テープ、ブ ックスタンド、ペンスタンド、クリップケース、はさみ、マグネット (玉、バー)、テープカッター、パンチ(手動)、モルトケース、紙 めくりクリーム、鉛筆削(手動)、OA クリーナー、ダストブローワー、 レターケース、メディアケース(CD 等)、マウスパッド、OA フィ ルター、丸刃式紙裁断機、カッターナイフ、カッティングマット、 ディスクマット、OHP フィルム
その他	付箋フィルム、黒板拭き、ホワイトボード用イレイザー、額縁、ご み箱、リサイクルボックス、缶・ボトルつぶし機(手動)、名札(机上 用、衣服取付型)

○制服・作業服

調達品目
制服・作業服等

○作業手袋

調達品目
作業手袋等

魚沼市ゴミの分別区分

できることから始め、継続、拡大していきましょう！！

	区分	出し方	回収方法	主なごみ	注意事項
1	燃やせるごみ	指定袋 (自己搬入は指定袋に入れなくても可)	市収集 自家搬入	生ごみ、ゴム製品 草、葉 リサイクルできない紙類 プラスチック製品 発砲スチロール	「燃やせるごみ」に缶、ビンなど燃やせないごみを入れない。 生ごみは水分を良く切ってから出す。 ふとんや毛布などは大型ごみで出す。
2	燃やせないごみ <u>1辺が15cm未満</u>	指定袋 (自己搬入は指定袋に入れなくても可)	市収集 自家搬入	アルミ缶、スチール缶 ガラスビン 食器(リサイクルできない物)	「燃やせないごみ」に針金、コード、なべ、フライパンなど大型ごみを入れない。 缶などは中身を抜いて出す。
3	容器包装プラスチック類 ペットボトル	指定袋	市収集 自家搬入	 マークのついた ペットボトル	キャップ、ラベルは必ずはずす。 中身を出して、汚れを落としてから出す。
4	白トレイ	指定袋	市収集 自家搬入	白トレイ	汚れを落としてから出す。 色つきのトレイは「白トレイ」に入れない。
5	その他のプラスチック容器類	指定袋	市収集 自家搬入	 マークのついたコン ビニ等の弁当の 容器 ペットボトルの キャップ、ラベル レジ袋 色つきトレイ	汚れを落としてから出す。 左記の「リサイクルマーク」がついていないプラスチック容器は「燃やせるごみ」で出す。
6	段ボール ・ 米袋	紐束ね	市収集 自家搬入	段ボール 米袋	テープや止め金具はついたままでも可。紙箱や厚紙は「その他の紙類」で出す。
7	古紙類 新聞紙	紐束ね	市収集 自家搬入	新聞紙 折り込みチラシ	新聞紙と折り込みチラシは一緒に束ねても可。 新聞袋、紙袋に入れて出さない。
8	その他紙類	紐束ね	市収集 自家搬入	飲料用パック 紙箱 紙袋 包装紙 裁断された紙 名刺 封筒 教科書 ノート コピー用紙など	ホチキス針は取らなくても可。 汚れている紙、感熱紙、ノーカーボン紙、防水加工紙などは「燃やせるごみ」に出す。 窓開き封筒やティッシュ箱取り出し口のビニールはとらなくても可。
9	大型ごみ	指定袋 処理券 (自己搬入は指定袋、処理券は必要なし)	市収集 自家搬入	直径15cmを超える燃やせないごみ 針金 コード スプレー缶 バンコン なべ やかん フライパン タンス ベッド たたみ	廃家電(テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン)はエコプラント魚沼で処理できませんので家電取扱店又はリサイクル処理代行業者へお問い合わせください。 スプレー缶は、使い切って空にして出す。
10	古着	紐束ね	自家搬入 (指定日のみ)	Tシャツ Yシャツ 下着 セーター ズボン スカート コート 皮ジャン シーツ 毛布 カバン他	濡れていたりカビの生えている物は回収できません。 多少のキズ、シミ、ボタン取れの物は回収しますが、明らかにリサイクルできないような物は回収できません。
11	食器	段ボール詰め	自家搬入 (指定日のみ)	皿 碗 どんぶり 湯飲み コップ グラス 急須 とっくり 杯 絵柄のついたプラスチック製の食器	割れ、欠け、ひびが入っている食器、自作の食器、なべ、フライパンなどの調理器具、絵柄のない無地のプラスチック製の食器 スプーン フォーク 箸 包丁などは回収できません。
-	処理困難物	-	回収 できません	廃家電(テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン) 消火器 耐火金庫 ピアノ 自動車 バイク タイヤ 建築廃材など	エコプラント魚沼で処理できない物は、購入先、取扱店等に処理を依頼してください。

※この分別区分、出し方は家庭系一般廃棄物が対象です。

※この分別区分、出し方は家庭系一般廃棄物が対象です。

魚沼市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】(市役所編)

～第3次魚沼市役所環境配慮実践プラン～

令和3年3月(令和6年3月一部見直し)

発行 魚沼市

編集 市民福祉部生活環境課

〒946-8601 新潟県魚沼市小出島910番地

TEL : 025-792-9766 FAX : 025-793-1016

E-mail : kankyo@city.uonuma.lg.jp